（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第九条　法第六条第一項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一～十四　［略］	［略］
十五　地域的な包括的経済連携協定	三年

（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第十二条　［略］

2　法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一～十四　［略］	［略］
十五　地域的な包括的経済連携協定	三年

3・4　［略］

（第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請）

第十三条　法第七条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める書類

イ～ハ　［略］	［略］
ニ　地域的な包括的経済連携協定	地域的な包括的経済連携協定、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

五　［略］

2・3　［略］

（認定の基準）

第十四条　法第七条の四第一項の経済産業省令で定める基準は、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定及び地域的な包括的経済連携協定にあっては、次のとおりとする。

一～三　［略］

（認定の通知等）

第十五条　［略］

2～4　［略］

5　法第七条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、地域的な包括的経済連携協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定輸出者は、輸出される物品に係る仕入書、納品書その他これらに類する書類であって当該物品について特定できるように記述したものに、地域的な包括的経済連携協定附属書三B必要的記載事項2原産地申告の規定に基づき、第二種特定原産地証明書を英語で作成すること。

（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第九条　法第六条第一項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一～十四　［略］	［略］
［新設］	［新設］

（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第十二条　［略］

2　法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一～十四　［略］	［略］
［新設］	［新設］

3・4　［略］

（第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請）

第十三条　法第七条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める書類

イ～ハ　［略］	［略］
［新設］	［新設］

五　［略］

2・3　［略］

（認定の基準）

第十四条　法第七条の四第一項の経済産業省令で定める基準は、日メキシコ協定、日スイス協定及び日ペルー協定にあっては、次のとおりとする。

一～三　［略］

（認定の通知等）

第十五条　［略］

2～4　［略］

［新設］